

2021年3月6日

緑園六丁目自治会 総務部

## 緑園六丁目自治会における個人情報の保護について

### 1. 個人情報保護の取組みの必要性

個人情報保護法は平成17年4月に施行されたが、平成29年5月までは5,000件を超える個人情報を事業活動に利用している事業者が対象であったため、5,000人以下の自治会等の団体には法律の適用がなかった。

しかし、平成27年9月の法改正により、平成29年5月30日以降は自治会等を含む全ての事業者は個人情報保護法のルールに沿った取り扱いが求められることになった。

緑園の他自治会では平成29年5月30日以降速やかに「個人情報取扱規則」の制定等個人情報の保護に取り組んだが、六丁目は対応が遅れており、昨年8月には個人情報の取扱いについて当自治会員からクレームがあった。

#### ◇緑園他自治会の取組み

- ・一丁目自治会 個人情報取り扱いルール 平成29年5月30日制定
  - ・三丁目自治会 個人情報取扱ルール 平成29年7月8日制定
  - ・四丁目西自治会 個人情報取扱規則 平成30年4月29日施行
- その他の自治会の情報は未入手。

### 2. 自治会活動における個人情報とは

個人情報とは、生存する個人に関する情報で「ある特定の人物」のものだと分かるものを言う。事業者・団体が氏名と関連づけてその人物の情報を管理していれば、基本的にそれらは全てその人物の個人情報に該当する。

例えば、自治会員 A さんの氏名、生年月日、連絡先、家族構成、職業等の情報を自治会が管理していれば、それらは全て A さんの個人情報となる。

なお、個人情報のうち、人種、信条、病歴、障害、健康診断の結果等の情報は「要配慮個人情報」とされ、予め本人の同意なくして取得することはできない。

「要配慮個人情報」については、4月開始予定の「災害時要援護者 地域支え合い活動」において管理するものとし、今回の説明の対象外とする。

3. 六丁目自治会が収集している個人情報の内容

(1) 連絡する際に必要な基本的な事項

個人情報の内容	情報取得資料
氏名、住所、電話番号(携帯電話番号を含む)	・入(退)会届 ・班長職引継の届出

(2) 必要に応じて収集する情報

個人情報の内容	情報取得資料
Eメールアドレス	役員・班長連絡網作成依頼(新規)
生年月日・年齢	敬老者確認のお願い
・自治会費・RCA 会費納付状況 ・日本赤十字寄付金・赤い羽根募金への協力の有無 ・転居予定の情報	自治会費等納入表

4. 個人情報保護法の取扱いの沿った取扱い

平成 29 年 5 月 30 日以降は、自治会・町内会を含む全ての事業者は、個人情報保護法のルールに沿った取扱いが求められる。ルールの基本は、「自分の情報が、どこでどのように扱われるかを自分で決められること」にある。

具体的には

- (1) 個人情報を取得するときは、使用目的を決めて、本人に伝えること
- (2) 個人情報は、決めた目的以外のことには使わないこと
- (3) 個人情報を第三者に渡すときは、本人の同意を得ること
- (4) 本人からの「個人情報の開示や訂正等の請求」には応じること
- (5) 取得した個人情報は安全に管理すること
- (6) 苦情に申し出に対応すること
- (7) 個人情報の取り扱いについて記録を残し、保存すること
- (8) 不正な利益を図る目的で個人情報を提供・盗用しない⇒違反には罰則あり

5. 緑園六丁目自治会として取り組む内容

(1) 「緑園六丁目自治会個人情報取扱ルール」の制定

個人情報取扱ルールの制定は個人情報保護法上の義務ではないが、国のガイドラインでは作成することが求められており、横浜市もルールを定めることを推奨している。

当自治会として、上記4の取扱いルールの内容を盛り込んだ「緑園六丁目自治会個人情報取扱ルール」を新たに制定する(添付資料参照)。

(2) 情報取得時の個人情報の利用目的の明確化

全ての情報取得資料に利用目的を明記することとし、未対応の「班長職引継の届出」、新規作成の「役員・班長連絡網作成依頼」に利用目的を明記する。

情報取得資料の名称	利用目的の明記	備考
入(退)会届	対応済	2019年8月改正
班長職引継の届出	未対応 → 利用目的を明記する	
役員・班長連絡網 作成依頼	作成協力依頼文に利用目的を明記する	
自治会費等納入表	利用目的は明確であり記載不要	
敬老者確認のお願い	対応済	緑園連合自治会作成

(3) 作成資料における個人情報の保護

作成資料の名称	個人情報の保護措置
役員名簿 班長名簿	総会資料に掲載する役員名簿、班長名簿は、個人情報保護のため氏名のみとし、住所・電話番号は省略する → 会員から役員、委員への連絡は原則班長経由にてお願いする
班長連絡網 役員連絡網	連絡網に記載された役員、班長のみ配付し、それ以外の者に貸与しない又は使用させないことを注記する
自治会費等納入表	個人情報を含むので班長控は回覧しないことを明記する
敬老者名簿(班別)	記念品配付のため当該班長のみ送付し、記念品配付終了後は速やかに廃棄する(シュレッダー等で細断)ことを明記する

(4) 個人情報の安全な管理

取得した個人情報を安全に管理するため、以下の措置を実施する。

- ① 個人情報を閲覧・利用できる人は、役員、班長および要援護者を支援する者に限定する。
- ② パソコンで個人情報を扱う場合パソコンにウイルス対策ソフトを入れるなど、個人情報を安全に管理する。

(5) 個人情報の取扱いについての記録と保存

個人情報を第三者に渡すとき、あるいは第三者から個人情報の提供を受けた場合は、その記録を残し、原則3年間保存する。

(添付資料)

緑園六丁目自治会個人情報取扱ルール

以上